

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月27日
【発行者の名称】	G Tホールディングス株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 牟田 成
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目10番13号
【電話番号】	03-6459-3922(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 矢野 義雄
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	G Tホールディングス株式会社 https://gt-hd.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 2023年6月1日 至 2023年11月30日	自 2024年6月1日 至 2024年11月30日	自 2025年6月1日 至 2025年11月30日	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日
売上高 (千円)	17,674,076	18,450,546	22,550,491	36,094,139	38,917,108
経常利益 (千円)	753,706	640,538	591,245	892,263	1,088,209
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	488,431	462,946	392,799	612,187	714,335
中間包括利益又は包括利益 (千円)	488,431	462,946	395,479	612,187	711,288
純資産額 (千円)	3,100,335	3,687,038	4,330,860	3,224,092	3,935,380
総資産額 (千円)	16,481,801	19,317,220	20,113,934	16,699,305	20,080,827
1株当たり純資産額 (円)	667.19	793.66	932.43	693.87	847.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	105.28	99.79	84.67	131.96	153.98
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	102.20	96.87	82.19	128.09	149.47
自己資本比率 (%)	18.8	19.1	21.5	19.3	19.6
自己資本利益率 (%)	17.1	13.4	9.5	21.0	20.0
株価収益率 (倍)	15.20	16.03	18.90	12.12	10.39
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,778,157	△1,668,565	△753,137	△1,262,797	△1,066,944
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△389,640	△331,709	△49,579	△419,369	△356,216
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,370,943	2,153,454	△180,113	1,929,841	2,466,086
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,959,571	2,157,281	2,064,195	2,004,101	3,047,026
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (人)	224 〔20〕	281 〔24〕	316 〔24〕	252 〔44〕	306 〔47〕

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数(人)
316(24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数(人)	7(1)
---------	------

- (注) 1. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 従業員数は就業人員（執行役員及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など景気の緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、米国の関税政策の動向、世界的な資源・エネルギーおよび原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等による国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ブランドリユース業界においては、円安の進行によるインバウンド需要が一層高まり、訪日外国客数は6月から11月にかけていずれも単月として過去最高を更新しました。また、物価上昇の環境下においてコストパフォーマンス重視の選択肢としてリユース品を選ぶ消費行動が重要視されたことやリユース意識の浸透が影響し、市場全体は拡大基調を維持しました。

当社グループは「確かなものをいつまでも価値あるものに」という経営理念を掲げ、世の中のニーズに対応し、価値ある商品を提供し続けることで、持続可能な社会の実現を目指してまいりました。

このような状況のもと、販売については、インバウンド需要を含めお客様からのニーズに応えるべく、販売店舗における商品の拡充や店舗スタッフの配置見直し、またG Tオークションにおいては、お客様にとって利用しやすいオークションを目指し、利便性や機能性、商品クオリティの強化を目指し運営してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は22,550,491千円（前年同期比22.2%増）となり、営業利益736,113千円（前年同期比1.4%増）、経常利益591,245千円（前年同期比7.7%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は392,799千円（前年同期比15.2%減）となりました。

なお、当社グループは、「ブランドリユース事業」の単一セグメントとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,064,195千円（前連結会計年度末比982,830千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は753,137千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上591,702千円があったものの、売上債権の増加額362,531千円、棚卸資産の増加額929,492千円、法人税等の支払額188,067千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は49,579千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出33,687千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は180,113千円となりました。これは主に、長期借入金による収入300,000千円があったものの、長期借入金の返済による支出408,162千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態を取らないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業は受注の形態を取らないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業で示すと、次の通りであります。

事業の名称	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	前年同期比(%)
ブランドリユース事業(千円)	22,550,491	122.2
合計(千円)	22,550,491	122.2

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、2025年8月29日に公表した発行情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年10月に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本中間発行情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16)全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17)反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18)その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、一ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、当中間連結会計期間末時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産の残高は20,113,934千円で、前連結会計年度末に比べ33,106千円増加しております。現金及び預金の減少930,830千円、売掛金の増加359,453千円、棚卸資産の増加929,492千円、未収消費税等の減少104,566千円が主な変動要因であります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債の残高は15,783,073千円で、前連結会計年度末に比べ362,373千円減少しております。未払金の減少212,723千円、長期借入金（1年内返済予定も含む）の減少108,162千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は4,330,860千円となり、前連結会計年度末に比べ395,479千円増加しております。これは当中間連結会計期間末における親会社株主に帰属する中間純利益392,799千円計上による利益剰余金の増加が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000,000	13,340,800	4,659,200	4,659,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数100株
計	18,000,000	13,340,800	4,659,200	4,659,200	—	—

(注)未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式140,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2022年12月17日取締役会決議

区分	当中間連結会計期間末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	700	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)1	140,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

(1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、当該本

新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、別途取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年6月1日～ 2025年11月30日	—	4,659,200	—	100,000	—	—

(6) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式 の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	17	18	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1	—	—	46,591	46,592	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	0.0	—	—	100.0	100	—

(注) 自己株式20,000株は、「個人その他」に200単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
牟田 成	東京都目黒区	3,420,900	73.74
前田 剛志	横浜市都筑区	885,000	19.08
濱田 沙希美	東京都品川区	79,600	1.72
野中 大典	川崎市中原区	45,600	0.98
渡邊 智浩	大阪市福島区	36,000	0.78
金澤 俊雄	横浜市都筑区	20,000	0.43
小松 裕輔	千葉県流山市	20,000	0.43
小林 弘幸	横浜市鶴見区	20,000	0.43
向後 雄章	横浜市都筑区	20,000	0.43
小川 晃	横浜市都筑区	20,000	0.43
鈴木 大輔	横浜市鶴見区	20,000	0.43
計	—	4,587,100	98.88

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,639,200	46,392	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,659,200	—	—
総株主の議決権	—	46,392	—

② 【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) G Tホールディングス(株)	東京都港区高輪四丁目24番 58号	20,000	—	20,000	0.43
計	—	20,000	—	20,000	0.43

2 【株価の推移】

【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 2025年6月から2025年11月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報公表日までの役員の変動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任年月日
取締役 (監査等 委員)	石橋 拓也	1982年10月13日	2005年4月 株式会社大黒屋入社 2006年4月 株式会社D i a 入社 2007年6月 株式会社ディーエスティー入社 2008年12月 東京ぶらんど(現 グローバルトレード) 転籍 2013年3月 アイビートレード(現 株式会社宝美堂) 取締役 2018年4月 株式会社宝美堂取締役副社長 2025年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)	5	2025年12月1日

(注) 就任の時から2027年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- (2) 移動後の役員の男女別人数及び女性の比率
男性5名女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年6月1日から2025年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、東光有限責任監査法人の中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,053,027	2,122,196
売掛金	584,326	943,779
営業貸付金	592,803	524,823
棚卸資産	※1、3 13,035,085	※1、3 13,964,578
未収消費税等	586,058	481,491
その他	248,118	144,612
流動資産合計	18,099,419	18,181,483
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	633,325	615,012
リース資産（純額）	9,774	7,528
その他（純額）	154,764	143,197
有形固定資産合計	※2 797,864	※2 765,738
無形固定資産		
のれん	70,186	58,352
その他	10,813	12,127
無形固定資産合計	80,999	70,480
投資その他の資産		
投資有価証券	49,586	53,671
敷金及び保証金	567,291	594,463
繰延税金資産	224,330	196,941
その他	※3 261,334	※3 251,154
投資その他の資産合計	1,102,543	1,096,231
固定資産合計	1,981,408	1,932,450
資産合計	20,080,827	20,113,934

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,983	34,473
短期借入金	※3、4 12,326,640	※3、4 12,333,320
1年内返済予定の長期借入金	※3 801,794	※3 856,941
リース債務	4,948	4,239
未払法人税等	181,418	166,281
未払金	475,266	262,543
その他	146,315	136,417
流動負債合計	13,946,367	13,794,217
固定負債		
長期借入金	※3 1,915,701	※3 1,752,392
リース債務	5,689	3,743
長期未払金	277,687	231,485
その他	—	1,234
固定負債合計	2,199,079	1,988,855
負債合計	16,145,446	15,783,073
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	3,833,318	4,226,118
株主資本合計	3,933,318	4,326,118
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△3,047	△367
その他の包括利益累計額合計	△3,047	△367
新株予約権	5,110	5,110
純資産合計	3,935,380	4,330,860
負債純資産合計	20,080,827	20,113,934

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
売上高	18,450,546	22,550,491
売上原価	15,481,684	19,296,857
売上総利益	2,968,862	3,253,633
販売費及び一般管理費	※1 2,242,873	※1 2,517,520
営業利益	725,988	736,113
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	3,344
受取保険金	14,201	812
不動産賃貸料	3,155	15,595
その他	3,771	4,399
営業外収益合計	21,358	24,152
営業外費用		
支払利息	93,296	133,184
シンジケートローン手数料	2,966	2,500
その他	10,546	33,335
営業外費用合計	106,809	169,020
経常利益	640,538	591,245
特別利益		
固定資産売却益	※2 5,454	※2 456
受取和解金	※4 12,870	—
特別利益合計	18,325	456
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 0
特別損失合計	—	0
税金等調整前中間純利益	658,863	591,702
法人税、住民税及び事業税	179,952	172,919
法人税等調整額	15,963	25,983
法人税等合計	195,916	198,902
中間純利益	462,946	392,799
親会社株主に帰属する中間純利益	462,946	392,799

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
中間純利益	462,946	392,799
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	2,679
その他の包括利益合計	—	2,679
中間包括利益	462,946	395,479
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	462,946	395,479
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	3,118,982	3,218,982	5,110	3,224,092
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益		462,946	462,946		462,946
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	462,946	462,946	—	462,946
当中間期末残高	100,000	3,581,928	3,681,928	5,110	3,687,038

当中間連結会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額		
当期首残高	100,000	3,833,318	3,933,318	△3,047	△3,047	5,110	3,935,380
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する 中間純利益		392,799	392,799				392,799
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				2,679	2,679		2,679
当中間期変動額合計	—	392,799	392,799	2,679	2,679	—	395,479
当中間期末残高	100,000	4,226,118	4,326,118	△367	△367	5,110	4,330,860

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	658,863	591,702
減価償却費	82,086	68,996
敷金償却費	5,530	6,514
のれん償却額	11,997	11,833
受取利息及び受取配当金	△230	△3,344
受取保険金	△14,201	△812
支払利息	93,296	133,184
シンジケートローン手数料	2,966	2,500
受取和解金	△12,870	—
固定資産除却損	—	0
固定資産売却損益 (△は益)	△5,454	△456
売上債権の増減額 (△は増加)	26,538	△362,531
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,810,966	△929,492
仕入債務の増減額 (△は減少)	△59,920	58,697
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△435,743	106,597
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	10,750	△106,562
営業貸付金の増減 (△は増加)	64,327	67,979
その他	7,957	17,265
小計	△1,375,073	△337,928
利息及び配当金の受取額	230	3,344
利息の支払額	△93,296	△133,184
法人税等の支払額	△238,252	△188,067
法人税等の還付額	11,755	7,503
保険金の受取額	14,201	812
和解金の受取額	11,870	—
和解金の支払額	—	△105,617
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,668,565	△753,137
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△36,584	△9,818
有形固定資産の売却による収入	5,454	456
無形固定資産の取得による支出	△858	△4,531
投資不動産の取得による支出	△213,572	—
定期預金の純増減額 (△は増加)	△2,500	△2,000
敷金及び保証金の差入による支出	△79,439	△33,687
その他	△4,208	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△331,709	△49,579
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,380,367	4,179
長期借入れによる収入	242,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△372,494	△408,162
割賦債務の返済による支出	△93,379	△73,475
リース債務の返済による支出	△3,039	△2,654
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,153,454	△180,113
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	153,180	△982,830
現金及び現金同等物の期首残高	2,004,101	3,047,026
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,157,281	※ 2,064,195

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称：グローバルトレード㈱、㈱宝美堂、エクシードGT㈱、㈱エイト、大阪屋質店㈱、㈱ティービーマネジメント、(有)マルベニ、㈱GTファイナンス、㈱Good Way

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 5～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法(5年)を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

① ブランド品買取・販売

ブランド品買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。

② オークション運営

オークション運営においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等を取り扱うオークションを運営しております。収益については、主に出品手数料、落札手数料であります。両手数料は、当社グループが開催するオークションにおいて取引が成立した時点で収益を認識しております。

③ 質屋業

質屋業においては、預かった品物(質物)を担保として金銭を貸し付けるサービスを行っております。品物(質物)の返還時に発生する質料は、金銭の貸付に対する利息の性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金償却費」は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の透明性を高めることを目的に、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた5,530千円は、「敷金償却費」として表示しております。

(追加情報)

(TOKYO PRO Marketにおける当社株式上場廃止申請について)

当社は、2026年1月15日開催の取締役会において、「臨時株主総会」（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2026年3月12日（予定）に開催し、本臨時株主総会において「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしました。

(1) 上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は、2023年4月18日に東京証券取引所TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ当社普通株式を上場いたしました。株式上場によって、当社の認知度および社会的信頼性の向上を通じ、優秀な人材の採用等において一定の成果を得ることができたものと認識しております。

一方で、事業運営を通じて発生した一部の事案への対応や、それを踏まえた経営管理上の課題を契機として、当社ではコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の実効性について、より高い水準を目指した見直しが必要であるとの認識に至りました。

上場会社としての体制整備を一層確実なものとし、ステークホルダーからの信頼をより確かなものとするためには、短期的な上場維持を優先するのではなく、非上場の環境下において経営管理体制および内部統制の強化に集中的に取り組むことが適切であると判断いたしました。

以上の理由から、当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、本日開催の取締役会において、上場廃止申請を行うことを決議いたしました。今後、本臨時株主総会における特別決議を経たうえで、所定の手続きを進めてまいります。非上場化後におきましても、TPM上場を通じて整備してきたコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の枠組みを維持・強化し、再発防止を含めた健全かつ透明性の高い経営体制の確立に努めてまいります。

(2) 今後の日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①上場廃止申請書の提出日 | 2026年3月12日（予定） |
| ②最終売買日 | 2026年4月9日（予定） |
| ③上場廃止日 | 2026年4月10日（予定） |

(中間連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
商品	13,032,238千円	13,962,017千円
原材料及び貯蔵品	2,847	2,561

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	504,527千円	522,676千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
棚卸資産(商品)	13,075,987千円	13,965,139千円
その他(投資不動産)	119,926	119,003
計	13,195,914	14,084,143

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
短期借入金	11,500,000千円	11,500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,632	3,585
長期借入金	86,725	85,156
計	11,590,358	11,588,742

※4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループにおいて、取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行10行(前連結会計年度は9行)と貸出コミットメント契約を締結しております。これは、運転資金の効率的な調達を行うことを目的としており、これらの契約に基づく中間連結会計期間末における当座貸越及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	11,700,000千円	11,700,000千円
借入実行残高	11,700,000	11,700,000
差引額	—	—

なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項等が付されております。

- ①各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ②各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ③各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表および損益計算書にもとづき、以下の計算式で算出される連結の棚卸資産回転月数を4.5カ月以内に維持すること

$$\text{棚卸資産回転月数} = \text{商品} \div \text{当該決算期の平均月商}$$
- ④各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表にもとづき、以下の計算式で算出される連結のデット・エクイティレシオを4.0倍以内に維持すること。

$$\text{デット・エクイティレシオ} = \text{有利子負債の合計金額} \div \text{自己資本の額}$$

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
給料手当	578,685千円	665,295千円
地代家賃	370,657	417,230
支払手数料	403,527	470,157

※2 固定資産売却益の内訳は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
車両運搬具	5,454千円	456千円
計	5,454	456

※3 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
建物及び構築物	一千円	0千円
工具、器具及び備品	—	0
計	—	0

※4 受取和解金

取引先等との係争に関し、仲裁判断により受領した和解金であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	4,659,200	—	—	4,659,200
合計	4,659,200	—	—	4,659,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	5,110	
合計		—	—	—	—	5,110	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	4,659,200	—	—	4,659,200
合計	4,659,200	—	—	4,659,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	5,110	
合計		—	—	—	—	5,110	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	2,160,282千円	2,122,196千円
預け金(注)	50,000	—
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△53,000	△58,001
現金及び現金同等物	2,157,281	2,064,195

(注) 預け金は流動資産のその他に含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器「工具、器具及び備品」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2025年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	45,355	45,355	—
(2) 敷金及び保証金	567,291	502,833	△64,458
資産計	612,646	548,188	△64,458
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,717,496	2,650,934	△66,561
(2) 長期未払金(1年内返済予定を含む)	414,087	405,198	△8,889
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	10,638	10,562	△76
負債計	3,142,222	3,066,695	△75,527

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資有価証券	4,231

当中間連結会計期間(2025年11月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	49,440	49,440	—
(2) 敷金及び保証金	594,463	521,125	△73,338
資産計	643,903	570,565	△73,338
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,609,334	2,581,632	△27,701
(2) 長期未払金(1年内返済予定を含む)	362,954	354,660	△8,293
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	7,983	7,939	△44
負債計	2,980,272	2,944,232	△36,039

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間連結会計期間(千円)
投資有価証券	4,231

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品
前連結会計年度(2025年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	45,355	—	45,355
資産計	—	45,355	—	45,355

当中間連結会計期間(2025年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	49,440	—	49,440
資産計	—	49,440	—	49,440

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2025年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	502,833	—	502,833
資産計	—	502,833	—	502,833
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	2,650,934	—	2,650,934
長期未払金(1年内返済予定を含む)	—	405,198	—	405,198
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	10,562	—	10,562
負債計	—	3,066,695	—	3,066,695

当中間連結会計期間(2025年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	521,125	—	521,125
資産計	—	521,125	—	521,125
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	2,581,632	—	2,581,632
長期未払金(1年内返済予定を含む)	—	354,660	—	354,660
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	7,939	—	7,939
負債計	—	2,944,232	—	2,944,232

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金及びリース債務

長期未払金及びリース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

※市場価格の無い株式等は、注記を省略しております。

1. その他有価証券

前連結会計年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	45,355	50,000	△4,645
	小計	45,355	50,000	△4,645
合計		45,355	50,000	△4,645

当中間連結会計期間(自2025年6月1日 至2025年11月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	49,440	50,000	△560
	小計	49,440	50,000	△560
合計		49,440	50,000	△560

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2025年6月1日 至2025年11月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

組込みデリバティブの時価を測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(有価証券関

係) その他有価証券」に含めて記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2025年6月1日 至2025年11月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
組込みデリバティブの時価を測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(有価証券関係) その他有価証券」に含めて記載しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を有しており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、不動産賃貸借契約に基づく資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間及び前連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社の一部連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のレジデンス（土地を含む。）を有しております。

当中間連結会計期間における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益△6,875千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額、期中増減額及び時価は以下の通りであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) 計上額	期首残高	—	208,217
	期中増減額	208,217	△3,522
	中間期末(期末)残高	208,217	204,694
中間期末(期末)時価		208,217	204,694

(注) 1. 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、減少額は減価償却費（3,522千円）であります。

3. 期末の時価は、時価の変動が軽微であると考えられるため、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
ブランドリユース事業		
ブランド品買取・販売	18,109,146	22,206,717
オークション運営	256,858	263,186
質屋業	84,540	80,587
顧客との契約から生じる収益	18,450,546	22,550,491
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	18,450,546	22,550,491

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当中間連結会計期間に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
1株当たり純資産額	847円19銭	932円43銭

1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり中間純利益	99円79銭	84円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	462,946	392,799
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	462,946	392,799
普通株式の期中平均株式数(株)	4,639,200	4,639,200
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	96円87銭	82円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	140,000	140,000
(うち新株予約権(株))	(140,000)	(140,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

2025年7月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社である(株)宝美堂及び(株)Good Wayについて、以下の通り(株)宝美堂を存続会社とする吸収合併について決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	(株)宝美堂
事業の内容	ブランドリユース事業
被結合企業の名称	(株)Good Way
事業の内容	ブランドリユース事業

②企業結合日

2025年12月1日

③企業結合の法的形式

株式会社宝美堂を存続会社、株式会社Good Wayを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社宝美堂

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月26日

G Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中川 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉本 拓司

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG Tホールディングス株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年6月1日2025年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、G Tホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は2026年1月15日開催の取締役会において、「臨時株主総会」招集のための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2026年3月12日（予定）に開催し、本臨時株主総会において「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能

性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上